

児童手当の申請を お忘れなく!!

◆目的

児童手当制度は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と次代を担う児童の健全な育成、及び資質の向上を目的としています。

◆しくみ

・支給の対象

児童手当等は、小学校第6学年修了前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、所得が一定額以上の場合には支給されません。

・児童手当の額（月額）

- 第1子 5,000円
- 第2子 5,000円
- 第3子以降 10,000円

・児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。なお、原則として手当は

毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

◆特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンの方については、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

◆申請

児童手当を受けの対象となった方は、請求手続きをしてくださいます。

・請求に必要なもの

- ① 認定請求書
- ② 保険証の写しまたは年金加入証明書（請求者がサラリーマンの場合）



表1

現況届	・ 事前に送付される用紙に必要事項を記入し、6月中に提出（全ての受給者） ◎法改正で新たに対象となる児童については、今年度の現況届は不要です。
消滅届	・ 特例給付の方が退職したとき ・ 児童と生計を一にしなくなったり児童を監護しなくなったとき
額改定届	・ 受給対象児童の数が減ったとき
額改定認定請求書	・ 出生等により支給対象児童が増えたとき

③ 児童手当用所得証明書

請求する年（1月から5月分までの手当については請求する年の前年）の1月1日に横芝光町に住所がなかった方

④ 金融機関（郵便局以外で請求者名義）の口座番号のわかるもの

⑤ 印鑑

◆各種届出

表1参照

◆法改正に伴う

手続きについて

児童手当法が改正され、支給対象児童年齢と所得制限額が引き上げられました。対象となる方は、平成18年9月30日までに手続きをしてくださいます。認定された場合、特例として4月分からの支給となります。

つた月の翌月から支給開始となりますのでお早めに請求してください。

提出先

- ・ 住民課総合調整窓口
- ・ 福祉課福祉班

※問い合わせ

福祉課福祉班
☎ 1114